

(案)

厚生労働省発雇児第※※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成26年※※月※※日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、市町村（特別区を含む。）を実施主体として、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成26年※※月※※日雇児発第※※号※※通知「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」の別添「子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10／10）とする。

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめの上、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7又は別紙様式8による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(標準処理期間)

9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内（7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式5又は別紙様式10による交付決定通知依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式6又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

1 1 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式1 2による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長は、別紙様式1 3による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(1)の事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、別紙様式1 2による関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

1 2 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式1 5による交付額の確定通知依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式1 6により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

1 4 特別の事情により4、7、8及び1 1に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

國		地方公共団体						自治体名	
		歳 入		歳 出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち補助金相当額	決算額	うち補助金相当額
(組織) 厚生労働本省	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費									
(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金									

1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。

2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(別紙様式2)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)

(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 事業の目的 子育て世帯臨時特例給付金の支給事業

2 交付申請額 金 *** * * * * * * * * * * 円

3 添付書類
・交付申請額内訳表（別紙様式2別表）
・歳入歳出予算書抄本

(別紙様式2別表)

交付申請額内訳表

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	支給決定 見込者の人數	交付申請額 (a×10,000円)
	a		b

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式3)

(文書番号)
平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の
交付申請について（進達）

標記について、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から
提出された交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認した
ので、別紙交付申請額内訳表（別紙様式3別表）のとおり提出する。

(別紙様式3別表)

交付申請額内訳表

都道府県名

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	支給決定 見込者の人数	交付申請額 (a × 10,000円)	
			a	b
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計		0	0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式4)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付決定通知書

(指定都市・中核市名)

平成※※年※※月※※日※※※※で申請のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣　※※　※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費　金*****円

補助金の額　金*****円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式5)

厚生労働省発雇児※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※ ※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付決定通知依頼書

平成※※年※※月※※日※※で進達のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式5別表)

交付決定額内訳表

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	交付申請に係る		事業に要する経費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式6)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付決定通知書

(市町村名)

平成※※年※※月※※日※※※で申請のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事　※※　※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費　金*****円

補助金の額　金*****円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式7)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)

(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の変更交付申請について

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 交付申請額 金 *** * * * * * * * * * * 円

2 添付書類
・交付申請額内訳表(別紙様式7別表)
・歳入歳出予算書抄本

(別紙様式7別表)

変更交付申請額内訳表

		(単位：円)			
市町村名	地方公共団体 コード	支給決定見込者の人数		既交付決定額 ($a \times 10,000$ 円) b	今回追加 (一部取消) ($b - c$) d
		(変更前)	(変更後)		

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式8)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の
変更交付申請について（進達）

標記について、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から提出された変更交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙変更交付申請額内訳表（別紙様式8別表）のとおり提出する。

(別紙様式 8 別表)

変更交付申請額内訳表

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	支給決定見込者の人数		交付申請額 (a×10,000円)		既交付決定額 c	今回追加 (一部取消)額 (b-c) d
		a (変更前)	b (変更後)	a (変更前)	b (変更後)		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計		0	0	0	0	0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式9)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

(指定都市・中核市名)

平成※※年※※月※※日※※※で交付決定通知を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※の申請に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 ※※ ※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下、「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合には、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）
補助金の額	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式 10)

厚生労働省発雇児※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※ ※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知依頼書

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号で交付決定の通知を依頼した平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※で進達のあった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式10別表)

追加交付決定（交付決定一部取消）額内訳表

都道府県名

卷之三

(単位：円)

(別紙様式11)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

(市町村名)

平成※※年※※月※※日※※※で交付決定通知を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※の申請に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事　※※　※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）
補助金の額	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式12)

(文書番号)
平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)
(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 補助金精算額 金 *** * * * * * * * * * 円

2 添付書類
・実績報告額算出表（別紙様式12別表）
・歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

実績報告額内訳表

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	支給決定者的人数	支給決定額 ($a \times 10,000$ 円)	交付決定額	補助金所要額	補助金受入済額	差引過△不足額 (d-e)
		a	b	c	d	e	f

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式13)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入)

印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の
事業実績報告について（進達）

標記について、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から提出された事業実績報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙実績報告額内訳表（別紙様式13別表）のとおり提出する。

実績報告額内訳表

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	支給決定者の人数 a	支給決定額 (a × 10,000円) b	交付決定額 c	補助金所要額 d	補助金受入済額 e	差引過△不足額 (d-e) f
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式14)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付額確定通知書

(指定都市・中核市名)

平成※※年※※月※※日※※※※号で交付決定通知を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※※事業実績報告に基づき、交付額を金＊＊＊＊＊＊円に確定したので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金＊＊＊＊＊＊円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成※※年※※月※※日までに返還することを命ずる。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣　※※　※※

(別紙様式15)

厚生労働省発雇児※※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付額確定通知依頼書

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に係る平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※※で提出のあった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱」の12に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

(別紙様式15別表)

確定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	実績報告に係る		確定額	返還命令額
		報告年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合 計				0	0

(別紙様式16)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付額確定通知書

(市町村名)

平成※※年※※月※※日第※※号で交付決定した平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日第※※号事業実績報告に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって交付額が金*****円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金*****円については、補助金等に係る執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により平成※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事　※※　※※

(案)

厚生労働省発雇児第※※※※号
平成 26 年※※月※※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成 25 年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 25 年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 26 年※※月※※日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱

(通 則)

1 平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、子育て世帯臨時特例給付金の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、平成26年※※月※※日雇児発第※※号※※通知「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」の別添「子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う事務に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 都道府県分

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10／10相当）とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	子育て世帯臨時特例給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料等） 使用料及び賃借料 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費 （注）上記の対象経費については、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）第2章IV「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」を受けて開始された子育て世帯臨時特例給付金の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。

（2）市町村分

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10／10相当）とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	子育て世帯臨時特例給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料等） 使用料及び賃借料 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託費 その他厚生労働大臣が認めた経費 (注) 上記の対象経費については、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）第2章IV「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」を受けて開始された子育て世帯臨時特例給付金の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）長は、別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめの上、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7又は別紙様式8による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(標準処理期間)

9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内（7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式5又は別紙様式10による交付決定通知依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式6又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

1 1 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式1 2による事業実績報告書に
関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長は、別紙様式1 3による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定
める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(1)の事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、と
りまとめの上、別紙様式1 2による関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣
に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

1 2 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式1 5による交
付額の確定通知依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式1 6により速やかに確定の通
知を行うものとする。

(補助金の返還)

1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補
助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還すること
を命ずる。

(その他)

1 4 特別の事情により4、7、8及び1 1に定める算定方法、手続きによることができない場
合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金調書

平成 年度

厚生労働省所管 一般会計

国		地方公共団体					自治体名 偏参考		
		歳 入		決算額	科目	予算額	うち補助金相当額	決算額	うち補助金相当額
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち補助金相当額	決算額	うち補助金相当額
(組織) 厚生労働本省	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(項) 臨時福祉給付金等給付事業明成費									
(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金									

1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。

2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分をして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(別紙様式2)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)

(知事・市長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

1 事業の目的 子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る事務費

2 交付申請額 金 *** * * * * * * * * * 円

〔 都道府県分 金 *** * * * * * * * * * 円
市町村分 金 *** * * * * * * * * * 円 〕

3 添付書類

・交付申請額算出表（都道府県・指定都市・中核市分）（別紙様式2別表1）

・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）

（別紙様式2別表2）

・交付申請額内訳表（市町村分）（別紙様式2別表3）

・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書

・歳入歳出予算書抄本

(注) なお書き及び2の交付申請額()書き部分については、都道府県が申請する場合についてのみ該当する。

(別紙様式2別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・○○○					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費（賃金に係る社会保険料）					
報償費					
委託料					
・○○○					
・○○○					
その他					
・○○○					
・○○○					
合 計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式2別表1)

交付申請額算出手表（都道府県・指定都市・中核市分）

都道府県名	指定都市・中核市名	地方公共団体コード

(単位：円)						
総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 支出予定額 c	基準額 d	選定額 (dとeのいづれ か少ない額) e	交付申請額 f g
a	b	c	d	e	f	g

※ 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式2別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(都道府県・指定都市・中核市分)

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・○○○					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費(賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
・○○○					
・○○○					
その他					
・○○○					
・○○○					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

交付申請額内訳表（市町村分）

都道府県名

		(単位：円)						
市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 (dとeのいづ れか少ない額)	交付申請額
		a	b	c	d	e	f	g
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書（都道府県用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 事業実施時期（主なもの）

（1）市町村連絡会議

平成 年 月 日
平成 年 月 日

（2）〇〇〇リスト作成

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（3）〇〇〇

平成 年 月 日から平成 年 月 日

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書（指定都市・中核市用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象見込者数 _____人

3 事業実施時期（主なもの）

（1）申請期間（申請書配布・受理）

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（2）給付金支払期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（3）〇〇〇

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(別紙様式3)

(文書番号)
平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)
(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 事業の目的 子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る事務費

2 交付申請額 金 *** * * * * * * * * * * 円

3 添付書類

- ・交付申請額算出表 (別紙様式3別表1)
- ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (別紙様式3別表2)
- ・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書
- ・歳入歳出予算書抄本

交付申請額算出表

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 (dとeのいづ れか少ない額)	交付申請額
		a	b	c	d	e	f	g

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式3別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分）

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・○○○					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費（賃金に係る社会保険料）					
報償費					
委託料					
・○○○					
・○○○					
その他					
・○○○					
・○○○					
合 計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式4)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付決定通知書

(都道府県・指定都市・中核市名)

平成※※年※※月※※日付※※※※で申請のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成26年※※月※※日厚生労働省発雇児第※※号をもって、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 ※※ ※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める子育て世帯臨時特例給付金の支給に伴う実施事務であり、その内容は平成※※年※※月※※日第※※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 *** * * * * *円

補助金の額 金 *** * * * * * *円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式5)

厚生労働省発雇児※※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※ ※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付決定通知依頼書

平成※※年※※月※※日付※※※※で提出のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、別表のとおり交付決定することとしたので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」の10に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式5別表)

交付決定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	交付申請に係る		事業に要する 経費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式6)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付決定通知書

(市町村名)

平成※※年※※月※※日※※※で申請のあった平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事 ※※ ※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める子育て世帯臨時特例給付金の支給に伴う実施事務であり、その内容は平成※※年※※月※※日第※※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金*****円
補助金の額 金*****円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式7)

(文書番号)
平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)
(知事・市長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の
変更交付申請について

平成※※年※※月※※日厚生労働省発履兒※※※第※号で交付を受けた標記について、次のとおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

1 事業の目的 子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る事務費

2 変更交付申請額 金 *** * * * * * * * * * * 円

[都道府県分 金 *** * * * * * * * * * * 円
市町村分 金 *** * * * * * * * * * * 円]

3 添付書類

・変更交付申請額算出表（都道府県・指定都市・中核市分）（別紙様式7別表1）

・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）

（別紙様式7別表2）

・変更交付申請額内訳表（市町村分） （別紙様式7別表3）

・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書

・歳入歳出予算書抄本

(注) なお書き及び2の交付申請額（ ）書き部分については、都道府県が申請する場合についてのみ該当する。

変更交付申請額算出表

都道府県名	指定都市・中核市名	地方公共団体コード
-------	-----------	-----------

(単位：円)						
総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b) b	対象経費の 支出予定額 c	基準額 d	選定額 (dとeのいぢれか、 少ない額) e	交付申請額 f g

※ 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式 7 別表 2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・○○○					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費（賃金に係る社会保険料）					
報償費					
委託料					
・○○○					
・○○○					
その他					
・○○○					
・○○○					
合 計					

(注 1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注 2) 本表の金額の合計が別表 1 の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

変更交付申請額内訳表(市町村分)

都道府県名

(単位:円)								
総事業費 a	地方公共団体 コード b	寄付金 その他の収入 c	差引額 (a - b) d	対象経費の 支出予定額 e	基準額 f	選定額 (dとeのいすれ か少ない額) g	交付申請額 (千円未満切り捨て) (cとfのいすれか 少ない額) h	既交付決定額 i
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合計								

※ 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書（都道府県用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 事業実施時期（主なもの）

(1) 市町村連絡会議

平成 年 月 日
平成 年 月 日

(2) ○○○リスト作成

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) ○○○

平成 年 月 日から平成 年 月 日

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書（指定都市・中核市用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象見込者数 _____人

3 事業実施時期（主なもの）

(1) 申請期間（申請書配布・受理）

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(2) 給付金支払期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) ○○○

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(別紙様式8)

(文書番号)
平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)
(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の
変更交付申請について

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号で交付を受けた標
記補助金について、次のとおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて次
のとおり申請する。

1 補助金申請額 金 **** * * * * * * * * 円

2 添付書類

- ・変更交付申請額算出表 (別紙様式8別表1)
- ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (別紙様式8別表2)
- ・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書
- ・歳入歳出予算書抄本

変更交付申請額算出表

(単位：円)								
市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 支出予定額 d	基準額 e	選定額 (dとeのいづれか 少ない額) f	交付申請額 (千円未満切り捨てる か、少ない額) g

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式 8 別表 2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分）

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・○○○					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費（賃金に係る社会保険料）					
報償費					
委託料					
・○○○					
・○○○					
その他					
・○○○					
・○○○					
合計					

(注 1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注 2) 本表の金額の合計が別表 1 の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施計画書

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象見込者数 _____ 人

3 事業実施時期（主なもの）

(1) 申請期間（申請書配布・受理）

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(2) 給付金支払期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) ○○○

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(別紙様式9)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

（都道府県・指定都市・中核市名）

平成※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※※の申請に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 ※※・※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合には、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるとときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）
補助金の額	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式10)

厚生労働省発雇児※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※ ※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知依頼書

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号で交付決定の通知を依頼した平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日で提出のあった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」の10に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期限は、平成※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式10別表)

交付決定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	交付申請に係る		事業に要する経 費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
合 計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式11)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

（市町村名）

平成※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※※の申請に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事 ※※ ※※

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）
補助金の額	金*****円
（うち今回増加（減少）額	金*****円）

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成※※年※※月※※日とする。

(別紙様式12)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)

(知事・市長名を記入)

印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の
事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

なお、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙様式12別表3のとおり提出する。

1 補助金精算額 金 *** * * * * * * * * * 円

[都道府県分 金 *** * * * * * * * * * 円
市町村分 金 *** * * * * * * * * * 円]

2 添付書類

・実績報告額算出表（都道府県・指定都市・中核市分）（別紙様式12別表1）

・補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）
(別紙様式12別表2)

・実績報告額内訳表（市町村分）
(別紙様式12別表3)

・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施報告書

・歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

(注) なお書き及び2の交付申請額()書き部分については、都道府県が申請する場合についてのみ該当する。

実績報告額算出表（都道府県・指定都市・中核市分）

都道府県名	指定都市・中核市名	地方公共団体コード

総事業費 a	寄付金 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 実支出額 d	基準額 e	要国庫補助額 (千円未満切捨て) (c、d、eのいづ れか低い方の額) f	交付決定額 g	受入額 h	差引過△不足額 (h - f)

* 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式1 2別表2)

補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・〇〇〇					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費（賃金に係る社会保険料）					
報償費					
委託料					
・〇〇〇					
・〇〇〇					
その他					
・〇〇〇					
・〇〇〇					
合 計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

実績報告額内訳表（市町村分）

都道府県名

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	寄付金	その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 実支出額	基準額	要回収補助額 (千円未満切捨て) (c、d、eのいずれか低い方の額)	交付決定額	受入額	差引過△不足額 (h - f)
	a	b	c	d	e	f	g	h			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
合計											

※ 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施報告書（都道府県用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 事業実施時期（主なもの）

(1) 市町村連絡会議

平成 年 月 日
平成 年 月 日

(2) ○○○リスト作成

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) ○○○

平成 年 月 日から平成 年 月 日

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施報告書（指定都市・中核市用）

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象者数 _____人

3 事業実施時期（主なもの）

(1) 申請期間（申請書配布・受理）

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(2) 給付金支払時期

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) ○○○

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(別紙様式13)

(文書番号)

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

(市区町村名を記入)

(市区町村長名を記入) 印

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の
事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 補助金精算額 金 *** * * * * * * * * * * 円

2 添付書類

- ・実績報告額算出表 (別紙様式13別表1)
- ・補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書 (別紙様式13別表2)
- ・子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施報告書
- ・歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

実績報告額算出表

実績報告額算出表							(単位：円)			
市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a - b)	対象経費の 実支出額 d	基準額 e	要回収補助額 (千円未満切捨て) (c、d、eのいずれ かが低い方の額) f	交付決定額 g	受入額 h	差引過△不足額 (h - f)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ 指定都市・中核市については、地方公共団体コードを記載すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式1 3別表2)

補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書(市町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円	円	
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
・システム開発・改修経費					
・〇〇〇					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費(賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
・〇〇〇					
・〇〇〇					
その他					
・〇〇〇					
・〇〇〇					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務実施報告書

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象者数 _____人

3 事業実施時期（主なもの）

（1）申請期間（申請書配布・受理）

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（2）給付金支払時期

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（3）〇〇〇

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(別紙様式14)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付額確定通知書

(都道府県・指定都市・中核市名)

平成※※年※※月※※日第※※号で交付決定を行った平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日第※※号事業実績報告に基づき、交付額を金*****円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金*****円については、補助金等に係る執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により平成※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成※※年※※月※※日

厚生労働大臣　※※　※※

(別紙様式 15)

厚生労働省発雇児※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣 ※※ ※※

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付額確定通知依頼書

平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に係る平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日※※※※で提出のあった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱」の12に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

(別紙様式15別表)

確定額内訳表（市町村分）

都道府県名

(単位：円)

市町村名	地方公共団体コード	交付申請に係る		事業に要する 経費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式16)

(文書番号)

平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付額確定通知書

(市町村名)

平成※※年※※月※※日第※※号で交付決定した平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金については、平成※※年※※月※※日第※※号事業実績報告に基づき、平成※※年※※月※※日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって交付額が金*****円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金*****円については、補助金等に係る執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により平成※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成※※年※※月※※日

都道府県知事　※※　※※